

尾張藩藩政改革と加藤磯足

栗原 礼奈

はじめに

近年、地方行政組織が、積極的主体となって行政改革を推し進めていこうとする風潮が見受けられる。そのような都道府県または市町村では、国政と同じく「選挙結果」を「世論」という巨大な力となし、かつ強力な後ろ盾とすることで、既存の通念を打ち破るような政策や、大幅な行政改革を行おうとしている。またこれらの動きに対して、経済人や知識人は言わずもがな、一般人に至るまでそれぞれの思想や立場などによって、賛否両論の様々な提言があらゆる媒体を通してなされている。

近世期においても、徳川吉宗の享保の改革の例をまたないが、「民」の力を大いに取り入れた国家単位の行政改革が行われている。そして、更に幕府から藩へと単位を小さくして探してみれば、大藩だけでも仙台藩の儉約令や水戸藩における農政改革が思い浮かぶであろうし、まだ十分な研究がなされていない小藩まで視野を広げれば、枚挙に暇が無い事は明白である。こうした地方において、政治の表舞台に武士ではなく「民」——それは商人であったり、文人、知識人であったりと様々である——が現れ活躍するようになった一つの画期として、十八世紀後半が設定できるであろう。

平川新氏は、十八世紀半ば以降は民衆と政治の関わりが大きく転換した時期であると指摘している。注目すべき点として「領主層が民衆に政策提言を求めはじめたこと」を挙げ、この時期に経済政策や地域支配への行き詰まりを見せ始めた諸藩と、同じく荒廃する村落の再生を模索する上層農民達の利害一致によって、政策提言が機能する状況が作り出されていった事を明らかにしている。^①この平川氏の研究を受け、いわゆる「中間層」と呼ばれる枠組みが注目されるようになった。小酒井大悟氏は、中世以来の土豪が土豪制度を維持しつつ、ゆるやかな変遷を経て近世の大庄屋制度に組み込まれていった事、更には村落での「主導的地位」を手に入れる為に、地主経営や金融活動などを積極的に行っていった事を示し、十七世紀から十八世紀に活躍した土豪を中間層の「第一世代」と定義している。^②一方で渡辺尚志氏は、中間層の中でも特に豪農と呼ばれる人々を取り上げ、豪農達がそれぞれの地域社会において領主層のみならず、明治維新に積極的に関わりながら歴史を転換していった事実を明らかにしている。^③

十八世紀を生きた中間層の研究としては白井哲哉氏が武蔵国川越藩領の名主である奥貫友山を取り上げ、江戸における学問修行によって培った「治者」としての意識、幕府役人との繋がり、そして村政においては常に領主側からの視線をもって村人を見つめている友山の特質を明らかにしている。^④また小関悠一郎氏は、米沢藩領の中小松村の上層部であった金子伝五郎を分析する事で、伝五郎が漢詩サークルとでも言うべき「社中」の活動を通して藩役人と繋がり、また細井平洲の学問を取り入れて民衆教化活動を中心に村落再生をはかったこと、そして中間層の学問や文化的力量が、藩政改革の実施のひとつの局面を変化させる力であったと捉えている。^⑤

そこで拙論では、まさに十八世紀に尾張藩領美濃路起宿において本陣問屋をつとめた加藤右衛門七磯足を取り上げる。加藤磯足については林英夫氏による研究が国学という視点から既になされている。しかし、今一度史料を精読し、「中間層」そして、史料に現れる「恵」という言葉をキーワードにしながら、加藤磯足の思想や「加藤家」の立場、具体的な活動を通し、同時期に行われた尾張藩の改革といかに結びつこうともがきながら起宿の再生をはかったのか、その特徴を改めて明らかにしていきたい。また、尾張藩の天明・寛政改革について村方におけるひとつの視点

を示したいと考える。

第一章 村法の制定

第一節 起宿と加藤右衛門七磯足について

まず、起宿ならびに加藤磯足その人について触れておきたい。

加藤右衛門七磯足が本陣問屋を勤めた起宿は、尾張藩領木曾川左岸に存する美濃路渡船の宿場であった。しかし起村そのものは宿高二七三石余（概高三一〇石余）と小村であった。ために、元和二年に富田村と西五城村が、続いて寛永六年に小信中島村と東五城村が加宿となり、以後「起五ヶ村」宿高一四五七石余（概高一八五二石余）で起宿の宿役を負擔していく。更に、元禄七年の幕府の助郷制によって助郷二〇か村一万一二七五石が決定し、この形は幕末まで継続された。

この起宿において加藤磯足は延享四年に生まれた。加藤家の由緒書^⑦によると、加藤家は起村が開かれた当初から庄屋役を勤め、関ヶ原合戦の際にも黒田家の渡河に協力した旨が記されている。更に慶長五年に起村が宿場化されると同時に本陣問屋役を命ぜられ、庄屋・本陣・問屋の三役を勤めた。慶長十三年には船方役まで兼任する事となったが、「御用多」であるためにまず庄屋役から離れ、更に享保五年に船庄屋が新たに創設されると船方役からも離れ、以後代々に渡って起宿の本陣問屋を勤め上げてきたという家系である。

磯足自身も、起宿脇本陣林家の娘を母に持ち、妻は同じく起宿内で名字帯刀を許された横山家から娶っている事から、まさに「生え抜き」という言葉に相応しい出自であった。

次に磯足の教養と学問であるが、年代は定かでないものの、安永年間（磯足が二〇代の頃）に名古屋の国学者である田中道麿に入門し、万葉集等の古典籍を学んでいる。参勤交代で起宿本陣に宿泊した大名達に折々に和歌を献上し

ている事や、寛政・文化年間には連歌会を幾度も催している事実と併せると、磯足の和歌・俳諧への関心の高さを伺う事が可能である。これは、本陣問屋として大名家と良好な関係を築くために、和歌や俳諧が欠く事の出来無い教養であっただけでなく、磯足が「教養人」としての自身を内外に演出する為に欠かせない側面も強かったと考えられる。

次いで天明二年には儒学者であり尾張藩藩校明倫堂督学となる細井平洲へ入門し、更に道麿の死後の寛政元年に国学者の本居宣長に入門している。本居宣長の死後は、享和元年に宣長の実子である国学者の本居家庭に入門した。磯足自身も著作を残しており、磯足の死後ではあるが『校異首書 土佐日記』が文政元年に私家版、同三年に版本として京都・大坂・江戸・名古屋の書肆から出版されている。

以上のように、磯足は身分・教養ともに「中間層」と見なされる立場にいる事が分かる。彼自身の学問は、決して一貫性があるものとは言えない。それは、国学者田中道麿、儒学者細井平洲、国学者本居宣長と次々に入門している事からも推察できる。特に平洲と宣長は、儒学と国学という違いだけではなく、尾張藩の改革理念において、それぞれ対立する藩重役を後ろ盾に持っていた。⁽⁸⁾藩主宗睦が天明七年に藩政の改革意見を諸士に求めた際、細井平洲は『細井甚三郎内考』を、本居宣長の後ろ盾であった横井千秋は『白真弓』をそれぞれ提出しているが、『白真弓』は細井平洲の改革路線を厳しく断じている。磯足が純粋な学問を志していない事は明白であり、林氏は「幕藩体制の末端的立場の強化」であり、「村落支配者としての文化的裝飾、権威の偽装」であると評価している。

この評価は正しいと言っただけで良いだろうが、こうした行動の背景として当時の磯足が置かれていた立場にも言及しなくてはならないだろう。磯足の父の代である明和元年、朝鮮通信使帰国の際に、不足人馬の雇い賃を助郷村々に割り掛けた所、不払いが起こった上に、助郷村々と出入りになった。その際、父は問屋を退役し磯足(当時は要次郎)が問屋を半役勤めるといふ採決が下っている。そして二年後の明和三年に更に助郷村々が「帰服不致」状況に陥ったため、ついに加藤家は一旦問屋役を離れたのである。問屋役は、庄屋の半左衛門と頭百姓の横山三四郎に預けられた。⁽⁹⁾

更に、加藤家は「身上困窮相続難相成」となり、五百両程の借金を抱えて田地・扣屋敷・扣家を失う寸前にまで陥っている。ここに来て、尾張藩から御救拝借金が出され、借金も無利子となり、居宅は二十年間の借住にしたいという願いを出している。その後、借金については半左衛門と三四郎、中嶋村庄屋清右衛門の取扱いとなり、明和六年に濟口証文をかわしている。濟口と同時に離れていた問屋半役を改めて仰せ付けられ、一年後には本陣主を相続した。^⑩

拙論は安永八年から天明七年頃までを扱うが、当時の加藤家は家柄としては村落の最上に位置しながら、経済力では最上では決してなかった。助郷問題に関しては、磯足死去までついて回る問題となっている。問屋という立場にありながら、助郷村々を治めるだけの力を磯足は遂に持ち得なかったのである。

相続時から家の経営に動揺と不安材料を抱えこんでいた磯足は、その安定を図る事が第一であった。ために、家の地位を再構築する根拠を、彼は尾張藩に求めた。藩を取り巻く知識人に積極的に関わり合う事を家経営の危機を打開するひとつの手段とし、知識そのものを装置となしたと考えられる。

国学者にも儒学者にも入門するという、まるで流行を追うような行動は、より確固たる家の安定化を希求する磯足にとつて、子孫へと繋いでいく家の相続の根拠を、由緒以外のどこに求めるのかという獲得の戦いのひとつだったのではないだろうか。

第二節 天明元年村法

磯足は、安永期と天明期の計2回、村法を制定しているが、安永村法を制定した翌年、尾張藩の地方支配に大きな転機が訪れている。天明元年から三年間をかけて代官所を三から十二にまで増設し、それまで名古屋城下勤務であった代官をそれぞれの任地に赴任させる、いわゆる「所付代官制度」が始まったのである。所付代官制度創設の理由はいまだに解明されたとは言い難いものの、塚本学氏は徒党禁令と関連付けて捉え、林英夫氏は腐敗官僚と村役人の馴

れ合いによる年貢の下免を抑える為として¹²⁾いる。これに加えて、尾張藩は明和・安永と記録的洪水や旱魃に幾度も見舞われており、それを現地から離れた名古屋で指揮していた。こうした地方支配に関するあらゆる懸案事項を打開する政策として、名古屋で政務を執るより在地に赴いて直接指揮を執る方法が採用されたものと考えられる。

起村は後年鵜多須代官所管轄となるが、天明年間においては所付代官制度開始の天明元年五月に設置された北方代官所管轄であった。その所の代官設置の四ヶ月後である九月から磯足等は精力的に動き始めるのであるが、ここでは六ヶ月後の十一月の動きを見たい。それが、先年に制定したばかりの村法の一新である。

天明元年十一月、初代北方代官である尾崎友次郎から起宿の村役人達へ、全十か条が申し渡される。内容を簡単に挙げると①孝心を大切に¹³⁾する②窮民への慈悲③農業に精を出す④年貢納入⑤無宿・遊女の指止禁止⑥宿泊者の名前を糺し、宿役人へ届ける⑦博奕の禁止⑧火の元⑨神事祭礼は質素に⑩音信・贈答・婚礼時の儉約、となる。左にその申し渡し理由を述べた前文の一部取り上げてみよう。

(前略) 今度申合之上、急度風義を相改、¹⁴⁾権約質素を初として万端切替内輪成立相統之基を企、村役人頭立候者共毎月相應之集銭を致し置、貧窮成者亦ハ不時ニ難儀ニ逢候者取立、恵を以実氣ニ導度と志を起候段、先頃申出候付、御国奉行衆へ申達候処、一段之心附被致賞美、其砌申渡候通ニ候。実以奇特之思ひ立、権約を第一ニして窮人すくひ、悪業ニ相馴しものを善道へ導かハ、などか天道之恵不遠して幸あらん。此上猶又内輪示方左之条々百姓共へ申渡、一統和熟して可相守候。

「相心之集銭」については次の第二章で詳しく見る為ここでは省略するが、前年に横井から申し渡された四ヶ条の前文¹⁵⁾とは内容が大きく異なっている。「などか天道之恵不遠して幸あらん」という言葉は一種薫陶めいて、所付代官による在地の無民を強く印象付けようとしているように感じられる。そして、右の十か条と時を同じくして、庄屋の半左衛門を筆頭に十二名連名(安永九と同一)で全五十六か条の村法を制定した。

安永九年にも村法を制定しているが、磯足等は僅か一年で手を加えた事になる。では、安永九年の条目が天明元年

表 1

	天明村法	安永村法	内 容
条	1	24~27	年貢
	2	1・7	博打等の禁止
	3	2・3・6・7	無宿・盗賊・摺の指置禁止
	4	44	法度を守る事
	5	23	諸事御用筋を大切に
	6	4	旅人敷宿の禁止
	7	5	旅籠商売について
	8	13	火事の際の泊人出立について
	9	11	家並吟味
	10	12	怪しき質物について
	11	10	徒党禁止
	12		7月15日の悪業禁止
	13		宿札の破り捨て禁止
	14		御泊衆への強気禁止
	15	8	新規借家住について
	16		新規借家住の顔出しについて
	17	18	借家住の夜番等組入について
	18	19	後家一人住の夜番等組入禁止
	19	20	新規家持について
	20	22	他所へ縁付者について
	21	21	宗門しらべ
	22	13	火の元
	23		火事の際の灰除きについて
	24	15	木曾川堤難所出来について
	25		田土道直しについて
	26	16	流材木留木について
	27	17	坂下町家並みについて
	28	28	金子借賄について
	29		農業の奨励
	30		夜なべ仕事 of 奨励
	31		孝行・村中温和・公事禁止
	32		貧窮者への心添え
	該当なし	9	村方追放者の寄せ付け禁止

右の表1は、例えば天明村法的一条目は安永村法の二十四〜二十七条目を集約したものであり、破線で塗られている条は新規内容であるという事を示している。表を見ると、大きな変化が見られないものもあるが、たった一年で内容・位置共々大きく変化したものも存在している。

にどのように変化したかを示そう。但し、天明村法の三十三条目以下は質素儉約事項であるので、ここでは割愛して、一から三十二条目までの村政に係わる内容のみを示す事をお断りしたい。

まず天明村法の一条目が年貢についての内容になった事が分かる。しかも、安永村法の時は年貢について二十四〜二十七条の計四条が割かれていたが、一条目のみに集約した。これは村法制定の一ヶ月前となる十月に、未進金を皆済した事が大いに関係しているであろうし、文言についても、安永村法で使用されていた「間敷」という禁止を表すありふれた言葉ではなくなった。「(前略) 誠ニ、一日安穩ニ暮し候も遍ニ御上之御恩庇ニ候得ハ、冥加之程を存、御年貢其外諸上納物、実気ヲ太切ニ取斗可致申事」と、年貢を納める事は決して強要されたものではなく、お上への恩と冥加であるという文章で締めくくられている。この「冥加」という言葉は尾張藩の天明・寛政改革の大きなキーワードとなるので注意したい。

次に、安永村法制定前に起宿上層部が気を揉んでいたと思われる博打・無宿・摺・盗賊鉢の者に関してだが、これも天明村法三条目に集約される事になった。実は、天明村法の申し渡しと判取の翌日に、起村に居住していた不法者、不法者を居住させていた者計二十名、五人組ふた組が処罰されていることも関係しているだろうが、起村ならびに起宿の上層部の関心事が、こうした切迫した治安維持から他へ、その先へと移った可能性も指摘できる。関心事とは、即ち新規に追加された条目である。

その関心事と考えられる一つ目が、宿場としての風儀を取り締まっている、天明村法十二〜十四条目である。宿札の破り捨てや、御泊衆への強気は、宿場を預かる本陣主として決して見過ごせない一件である。宿方内部の問題に収まらず、公儀に対する不遜な行いとなり、尾張藩への「冥加」とはかけ離れた宿内秩序となってしまう。これが公になれば、本陣主の磯足だけではなく、起宿全体の問題へと発展する事は避けられない。

村内の不法者を一掃した今、次は村内の住人達からこれ以上不法者を出さない事が重要である。よって、藩法の再確認であった安永村法と比べ、起村、起宿に住居する人々にとっては具体的であり、磯足らにとっては緊急性も併せ持った治安維持の内容が盛り込まれた条目であると考えられる。

二つ目が二十九〜三十二条目となる。

一、是迄田畑耕作ニ出不申候輩も、此以後敷敷相改、農業を励ミ可被申事。

一、夜なべ仕事いたし候輩一切無之様ニ相聞候。此以後、藁仕事其外何ニても夜なべいたし候様、相心掛可被申事。

一、親舅姑へ孝行を第一ニいたし、夫婦・兄弟・親類・友達、村中睦間敷いたし、公事・諍論ケ間敷儀等、堅く企被申間敷事。

一、極老人ニ而妻子も無之貧窮之者、或者啖人住病身等ニ而難儀之者有之候者、町内方も随分心添致し遣し可被申事。

天明村法の要となるのがこの四か条だろう。この四か条は安永村法には全く盛り込まれなかった道徳的教化や撫民を目指した内容であり、また、次章で取り上げる「民恵銭」と併せて考える必要がある。先に挙げた北方代官尾崎友次郎からの十か条の第一条目〜三条目も殆ど同じ内容と言つて良い。

ここで、天明村法の前文の一部を取り上げてみよう。

(前略) 全ク是迄之風儀切替悪業を慎、家業を励ミ権約を專一ニいたし、村方成立候様ニとの思召ニて、遍ニ厚キ御憐愍之至リ無冥加仕合千万難有事共ニ候。(後略)

この一文にあらわれているのは、尾張藩(藩主とも言える)からの「厚キ御憐愍」と、それを受ける磯足等の「無冥加仕合」である。ここでも「冥加」という言葉が出てくる事に注意したい。尾崎から申し渡された十か条でも撫民が殊に強調されているが、この時期に開始された藩政改革で前面に打ち出された理念が、藩主の「誠」であり、百姓への御憐愍・御慈悲である。それを敏感に捉えた磯足等は、尾張藩の思想的・政策的潮流に見事乗った。すなわち、藩のお墨付きを貰う形でその権威を借り、道徳的教化という装飾が施された地方統制に着手しようとしたものが天明村法ではないだろうか。

天明村法は、十一月八日に庄屋の半左衛門と共に磯足が国奉行所に直接届けた。当時国奉行を務めていたのは国学者でもあった深田九臯(通称彦九郎)である。彼は磯足らが手掛けた天明村法を賞美した上で一冊貰いたい、更には村法の申し渡しと判取の際に直接村へ赴きたいという旨まで漏らした。しかし当日に深田が風邪をひいた為、名代と

して手代衆の浅野勘右衛門が出向き、村役人一同が一行となって申し渡しと判取が行われている。そして更に八日後、先に述べた二十名が処罰されるに至った。

安永村法は、尾州郡奉行横井此右衛門から全四か条を申し渡された五ヶ月後に制定されている。これは、起宿の風紀の乱れによって処罰された磯足等が先の四か条を参考にしつつ、荒廃し無法地化する村方の建て直しの一助として、即時求められていたもの（藩法の遵守であり再確認）をそのまま条文に起こすような形で制作されたと考えられる。一方で天明村法は、北方代官尾崎友次郎の十か条と同時に制定された。十か条と村法は多くの共通点を持っており、村法の素案等を尾崎に見せつつ、同時に作成されたと考えるのが妥当だろう。尾張藩との共同作業で作成された村法とも言えるものだ。

また天明村法は、より起宿内部の具体的問題に沿った内容であると同時に、現段階で明文化されていない尾張藩の改革思想を自ら積極的に吸収し、条文として制定している。天明村法には当時の藩が目指した理想が描かれていると言って良いだろう。つまり、藩の理想に沿った甚だ未熟な完成度であるにしろ、天明村法を以って、起上層部の特徴的・自主的規範の制定の一応の到達点であるという評価が出来るのではないだろうか。

だが一方で、天明村法は、安永村法より明確に尾張藩の改革理念を吸収している。それは、安永村法では村方を律しきれなかった磯足らの力量を露呈させると共に、尾張藩という大きな権威を借りる形で、なんとか統治しようとした試行錯誤の結果であった。

第二章 「一恵」の実施

第一節 未進金片付け

天明村法が制定される二ヶ月前の、天明元年九月付の願書¹⁶がある。安永村法を制定したが、それだけで人心が劇的

に変化する訳ではないと磯足等も承知していた。そこで「愚案」と断りを入れながらも、村法制定よりも、より直接的な施策を試みたいと願うのである。その施策の理念は次の通りであった。

(前略) 村役人・頭百姓共分限相応ニ恵ミヲ先と仕、正直成者ヲ賞シ邪氣成者ニハよくく教訓をも加へ候様ニ不仕候而者、如何様ニ法式ヲ定メ制止候共、実心ニ相用申間敷候得ハ、所詮取メリ之時節有御座間敷と奉存候。少く宛成共恵ヲ先と仕候而相示し候者、是迄悪業ニ而已馴候者共も、物之邪正ヲ相弁へ己ヲ顧ミ、邪路ヲ去り候而実氣ニもつぎ自然と御国法・村法等相守、儉約質素ヲ第一ニ仕、御百姓成立可申哉ニ奉存候。(後略) *傍線筆者

徒に法を作るだけでなく、磯足等はそこに目に見える形での明確な賞罰がなければ骨抜きになつてしまう事を指摘している。更に、違反者の処罰に重きを置くのではなく、違反者を出さない為の政策が必要であり重要なのだという思想が、ここに来て明確に現れた。よつて、「恵ヲ先」とするべく、約百両にもおよぶ未進金片付けと、月集錢Ⅱ民恵錢の開始の許し、何よりこれらの活動の為に、起宿に割り当てられた御当金(調達金であろう)を五年間免除して欲しいという三つの願いを尾張藩へ届けた。願いの中核部分をそれぞれ抜き出して左に示す。

未進金片付

(前略) 未進金如何様共片付ケ申度、種々談判仕候得共、今更嚴敷取立候而ハ必至ニ相禿及渴命可申と相見へ候者共も御座候ニ付、其段も難ケ敷いづれ共詮方尽、甚当感仕罷在候義ニ御座候処、今般風義切替恵之第一として、百両余之未進金、無利永年府ニ而取立候敷、亦ハ不殘見捨之姿ニ而借主心持次第二年少々ツ、為致返金候敷ハ、談判之上両様之内之仕方ニ仕、其上ニ而以後諸勘定早行之仕方相定申渡度奉存候。(後略) *傍線筆者

月集錢Ⅱ民恵錢

一、村役人・頭百姓十四五人之者共分限ニ応シ、一ヶ月ニ百錢・貳百錢、或者四五百錢程ツ、月々ニ当テ錢仕、是ヲ相束候ハ、壹ヶ年ニ凡拾両も可有御座候。右之当錢ヲ以及暮年ニ於村方ニ正直ニして貧窮成者、或ハ不

時之難渋ニ逢候者ヲ救ひ、亦ハ致而貧窮ニ而是迄悪業ニ相馴居申候者共へも、少々ツ、与へ候而能く教訓をも加へ申度奉存候。(後略)

御当金免除

(前略) 就夫去年も村方へ御当金百両被為 仰付候処、中々相調不申、人別八人ニ而漸と五拾両取賄御用達仕候仕合ニ御座候得ハ、指越候義ニ而甚恐多クハ奉存候得共、此上少く宛ニ而も相調兼可申と奉存候へハ、何卒五年之間当宿ニ限り御当金御有免被遊被下置候様、奉願上候。(後略)

さて、こうした願いに所付代官の尾崎、そして尾張藩はどのように反応したか見たい。十月七日に出府し、九日に尾崎の前に出た二名は、「扱々奇特千万成存立、御上之思召我等が存念ニも相叶候義共」と手放して褒められるのである。更に月集銭に関しては、実施予定の五年の間、尾崎自身も自分金を割くとまで言われ、尾崎の感心は並々ならぬものがあつた。そして当座の褒美として酒を下し置かれ、そのうえ鎌を一挺ずつ貰い受ける。貰い受けた「宝性鎌」なるものは凶入りで解説されている為、ここで紹介したい。

右御包紙ニ左之通

宝性鎌

天よりも

福ハ誰も望ミなれと求めされハ

上よりも与へ玉ハす。まして求め

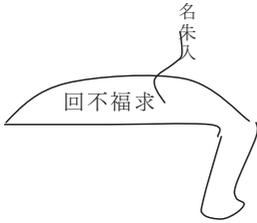
かた ヨコシ 回なれハ福を与へざるのみか、

禍を下し給ふ也。福を求めたらハ

日夜己々か業を勤め、正直の

心にて 上をうやまひ親類

村里むつましくすへし。かくの如く



すれハ必福を得る事うたかひ
なし。謂之求福不回と云也。

この鎌に書かれた「求福不回」という言葉は、『詩経』の中に見え、宴席などで奏された楽の歌詞である大雅を出典とし、そこに「豈弟君子、求福不回」という詩で歌われている。そもそも「豈弟君子、民之父母」と、同じ『詩経』の中にあり、「豈弟」とは「やわらぎ樂しむ」意となる。よって、「豈弟君子」は名君を指し、そうした名君が「民之父母」となるべき仁政を執る事を示している。更にその名君は「求福不回」である、よこしまに幸福を求めない、と鎌に記されているのである。この名君は言わずもがな、尾張藩藩主徳川宗睦を指している。

尾崎はこの鎌を即日二名に渡した上、十四日に改めて磯足等が四名で出府した際には、磯足と半左衛門以外の二名と同じ鎌を渡している。この事実から、この鎌は事前に準備されていたものであるという事が分かる。勿論の事、磯足等の為だけに作成されたものと捉えてはいけない。この「求福不回」と朱書きされた農具である鎌は、まさしく〈名君〉宗睦が、風儀切替の後に布く仁政の到来を磯足等に予感させただろう。撫民と農村教化をひとつの使命とする所の代官尾崎が渡すに相応しいものとして、計算された上で作成されたひとつの象徴であった。

そして、十日に改めて願書を提出すると、即日願いは聞き届けられる。北方代官の尾崎だけでなく国奉行の深田九臯からも称賛され、「今般之願余りニ奇特」であるとして、遂には老中（尾張藩では、家老職の事を老中と呼称）にまで披露される運びとなったのであった。そして尾崎から五年間の調達金免除と、月集銭への協力を記した二通の書付を貰い受け、磯足と半左衛門は起へと帰っていった。

ここから話は一気に進む。帰村した夜に早速村役人・宿役人を招集し、願いの首尾と下され物の鎌、そして二通の書付を披露した。すると、「いつれも感入　御上之思召難有候段、一統恐悦之余リ」即時に未進金七十七両が出来したのである。この勢いを磯足は見逃さなかつた。翌十二日早朝から起宿中の貧家の見分に出かけ、更には昼から夜にかけて年貢未進の者を残らず家に招いた磯足は、今回の首尾を語って聞かせる。「一統難有かり、其中ニ者及感涙

表2

役名	人名	金額	内 取替金 (見捨)	内 出金
年寄	七左衛門	3両		3両
年寄	甚左衛門	2両	2両	
年寄	九八郎 *	30両	24両1貫288文	5両3分280文 (284文の誤りか)
年寄	茂左衛門	7両2分	1両3分1貫446文	5両2分126文
年寄	三四郎 *	7両2分	4両1分1貫309文	3両263文
脇本陣	浅右衛門	2両	2分584文	1両1分986文 (988文の誤りか)
本陣問屋	加藤右衛門七 (磯足)	5両	5両	
	九左衛門	1両		1両
	与吉	2両		2両
	治郎七 *	3両	1両154文	1両3分1貫418文
	伊兵衛 *	4両	4両	
	太兵衛	1両		1両
	亦七	4両	4両	
	勘四郎 *	2両	1両2分960文	1分612文
	亦太郎 *	3両	2両2分947文	1分625文
計15名	*横山一族	合計 77両	計 51両2分400文	計 25両1分1貫172文

候輩も有之候」という者までいたと磯足は記している。磯足と半左衛門、そして尾崎の思惑は見事に的中した。では、肝心の未進金片付はどのように行われたのであろうか。

未進金そのものは、六十七名の未進者によって計九十五両一分八三文という金額に膨れ上がっていた。多い者で額は十六両以上であり、少ない者では二十四文とばらつきがある。この六十七名の未進者がそれぞれ当座で支払える金額を出しあった所、計十八両三分一貫五一四文出来したので、残高の七十六両余りが起村上層部の負担分という事になった。

表2はその上層部の負担額の一覧である。庄屋の半左衛門を除く起村上層部、ならびに高持百姓計十五名によって七十七両が救金として用立てられた。但し、出金したのは内二十五両程で、残りの五十一両余りはそもそも取替金の内から見捨として処理されている。

表を見ると、年寄役の九八郎が計三十両となっており、飛び抜けて金額が大きい事が分かる。九八郎は横山九八郎と名乗っており、起村内で名字帯刀を許された名家横山家の当主である。更に、年寄三四郎、高持百姓として未進金片付に加わった治郎七・伊兵衛・勘四郎・亦太郎(又太郎)もまた横山一族として名を連ねる人物である。

問題の横山家は、加藤右衛門七家・加納半左衛門家、そして分家となる横山三四郎家と並んで、起村開発当初から村落上層として勢力を誇った家である。だが、経済力にかけては、加藤家を大きく凌いでいた事が史料から分かる。文化七く十一年に庄屋となったのを皮切りに、横山家がたびたび庄屋となっている¹⁷。寛政・文化年間には船庄屋役について脇本陣の林浅右衛門家と争っており、起宿の船持総代として九八郎の名が見える¹⁸。更には、文政十二年に起村で起こった文政村方騒動一件で、「横山一統」としてほぼ徒党に等しい騒ぎの中心人物となるのが九八郎であった¹⁹。

表から分かるように、起村内において他を助ける余裕があった高持百姓の半数が横山一族であり、合計金額の凡そ六割を占めている。未進金片付はまだ天明元年であるが、起村における横山一族の影響力が、他の家を超えて大きくなっていく過程をこの一件からも読み解く事が出来る。この当時すでに、磯足や半左衛門がいくら行動を起こしても、彼ら「横山一統」の協力がなければ、未進金片付や月集銭も実施不可能であった。同時に、「横山一統」の中心人物たる九八郎の実力がいかに大きいか垣間見られる一例とも言えよう。こうして未進金は、磯足と半左衛門の斡案と、横山一族の協力によって、無事に片付けとなったのである。

第二節 月集銭と民恵銭

当時の磯足は甚だ精力的であった。翌十四日に未進金片付のお礼に再び名古屋へと出府する。今回は、庄屋半左衛門・年寄茂左衛門・同三四郎、そして未進方の総代として下町の彦兵衛（未進額は五貫八十五文であり、内七〇〇文を支払っている。未進金額は二十二番目に多い）と上町の源四郎（未進額は六貫六五一文であり、内七〇〇文を支払っている。未進額は二〇番目に多い）を伴い、尾崎の屋敷に罷り出た。

また、磯足は月集銭の為に尾崎が割くといった自身金を「余リニ珍敷難有義ニ御座候へハ、貧者へハ村役人・頭百姓方救ひ可申候間、被下金之儀ハ村中家並ニ配分仕度」と願い出た。尾崎は「尤之事」であるとしてそれを許し、今回は月集銭の始まりの月として、特別に一両を遣わしたのであった。この時、尾崎も一両をただ渡すだけではなかつ

た。「身の葉」と題された書付を磯足等に見せ、これを写し取ったものを添えて村中に配分せよ、と言うのである。「身の葉」を全文左に挙げる。

身の葉

- 一、御上の御恵を忘れず、御年貢を太切にいたすへし
- 一、御用筋をそりやくに心得へからず
- 一、博奕・三句・其外御法度を慎むへし
- 一、親しうとを大事ニいたし、夫婦・兄弟・親類・友達、村中能すへし
- 一、公事工ミ・わる工ミ・いさかひ等すへからず
- 一、家業をせい出し、もだ銭つかハすおこらぬやうにすへし
- 一、境をあらそふへからず
- 一、うそをつくへからず
- 一、少くニてもぬすミ心を持へからず
- 一、わるものに付合へからず
- 一、何ニても生あるものをあハれむへし

平仮名が多く非常に平易な文章で書かれており、これだけで、「身の葉」がどのような人々を対象に作成されたかが推測出来る。しかし、ここには道徳教化の第一歩として、尾崎友次郎が、ひいては尾張藩が考え求める〈理想的百姓〉の姿が分かりやすく表現されていると考えて良いだろう。

「身の葉」を早速写し取った磯足は、即日帰郷し、十六日に尾崎からの一函を分配する。まず、起村に存する徳行寺と本誓寺（共に真宗大谷派）に二百文ずつ、そして家並に二十五文ずつ、借家住には十文ずつと分配額を決定し、「身の葉」も一枚ずつ添えて、「目近キ所ニ張置候」ようにと申し渡した。

その後、二十五日の昼までに未進金片付と貧者救方の金子差出の詳細を記した帳面を提出せよと手紙が到来する。それについては、磯足と半左衛門の両人が出府する予定であったが、磯足が風邪をひいたため、半左衛門と年寄の七左衛門の二名で帳面を持参し、一連のやり取りは一応の終了を見る。余談であるが、一宮市尾西歴史民俗資料館に残された未進金片付方覚の扣は、あきらかに途中で筆跡が変わっており、扣帳面の作成途中で磯足が風邪に倒れ、別の人物が代わって帳面を認めた事を想像させるものである。

表3

役名	人名	一ヶ月分の出資額(五年間)
年寄	甚左衛門	六十四文
年寄	七左衛門	一三二文
年寄	九八郎*	六六四文
年寄	茂左衛門	三三二文
年寄	三四郎*	三三二文
庄屋	半左衛門	一三二文
脇本陣	浅右衛門	一三二文
本陣問屋	加藤右衛門七(磯足)	二〇〇文
	九左衛門	六十四文
	与吉	一三二文
	次郎七*	二〇〇文
	伊兵衛*	二〇〇文
	太兵衛	六十四文
	亦七	二〇〇文
	勘四郎*	一三二文
	又太郎*	二〇〇文
	計十六名 *横山一族	一ヶ月分合計 *三貫一八〇文

*磯足の記録には一月あたりの合計が三貫二〇〇文となっていたが、計算上正しくは三貫一八〇文であるので、表には三貫一八〇文と記した。

肝心の月集銭の出資者は表3に、天明元年分の民恵銭の受給者は表4にまとめた。

表4

人名	金額	年齢
仙助後家	一貫文	四十四
九右衛門後家	一貫文	六十八
後家つた	五〇〇文	七十七
後家みつ	一貫文	五〇
藤吉妹よし	二貫文	六十五
後家つや	一貫文	三十五
弥三治坊	一貫文	五十五
彦三後家	二貫文	八〇
伝八	五〇〇文	六十九
後家つぢ	一貫文	五十六
長治	五〇〇文	六十五
六三郎	二貫文	不明
計十二名	合計 十三貫五〇〇文	

表3の金額を月集銭として毎月集金すると、順調に積み立てられれば一年間で三十八貫一六〇文となる。これを起村に住む貧窮者へ民恵銭として渡そうというのが、この施策の目的となる。月集銭に応じた顔ぶれを見ると、庄屋半左衛門以外は未進金片付と同じという事が分かり、しかも、未進金片付と同様に、九八郎が月々に六六四文という最も多い金額を出資している。未進金片付の際にも述べたが、磯足と半左衛門がいかに計画をしたとしても、横山一族をそれに巻き込まなければ、到底実行は不可能であった事が分かる。

こうして天明元年の十月に開始された月集銭であったが、開始と同時に天明元年分として、即座に民恵銭という形で支給されている。この時点ですでに運用方法に食い違いが発生してしまっているが、磯足等は一年間の積み立てを悠長に待っていられる状況ではなかった。民恵銭が最も効果を発揮するタイミングは、尾張藩からの調達金が免除になり、未進金も片付き、村民等が〈お上の慈悲〉を目にしたまさに今しかなかった。それは、この十月の支給の一ヶ月後の天明元年十一月末から十二月にかけて、来年天明二年分の月集銭を繰り上げる形で民恵銭を渡している事からも分かる。磯足は口上書²⁰の中で「村方風義切替ニ付而者、兎角当年を専一ニ取斗申候方、利益可有御座と奉存候ニ付」と述べている。史料中で利益という言葉が使用されているが、勿論受給者ではなく村落上層部と藩の利益に他ならない。また、この利益は効果とほぼ同義であると読んで良いだろう。

では、表4の受け取る側を見てみよう。受給者は後家の女性または、高齢の人物となっている。天明元年十月の支給では、支給理由が詳細に述べられているのであるが、病身や子供の養育費で暮らしが覚束ない者、屋根が大破しているが修理の費用もない者、居住地も覚束ない者など、非常に切迫した生活が伺える者ばかりである。衣食足りて礼節を知るではないが、こうした日々の暮らしに精一杯の住民達に質素儉約と道徳教化をうたつても、効果のほどは期待できないと考えるのが当たり前である。よって、磯足等の目に逼迫の度合いが高いと映った者から、急ぎ「恵」を先に示していったのだろう。

しかし、十一月十二月に天明二年分を繰り越して行われた民恵銭の支給では少し様相が異なってくる。十月にも受

け取った九郎右衛門後家が更に一貫文受け取っている事が史料上確認出来るが、単なる「生活難澁者への支給」が減ったのである。この時に民恵錢を受け取った人数は七十二名にも上ったが、その但し書きの多くに「教訓」という言葉が見られ、例えば、二〇〇文を受け取っている五十五名の理由は、

右五拾五人之者共いづれも老衰之親、或ハ舅姑等御座候者共ニ御座候ニ付、随分太切ニ介抱いたし候様教訓申聞、老人養ひ励ミ之ため助力として右之通遣申候。

となっており、二分を受け取っている六名は、

六人之者共、甚困窮之余リ無抛不行作之義共もいたし候様相聞へ候ニ付、此後心底相改請作、或ハ奄振商ひにてもいたし候様、段々教訓申聞候上、商ひ元手として如此遣申候。

という理由で民恵錢が渡されている。ここには、磯足等が目指した月集錢の真の姿が良く現れている。生活困窮者への給付は、本来の目的の半分を達成したに過ぎない。一節で月集錢に対する磯足の願書を紹介しているが、困窮者救済と同時に、起村や起宿上層部を悩ませる人物、もしくはその可能性をほらんだ人物を更生させる一助となす事が、月集錢の最大の目的であり、民恵錢の意義であった。よって、天明元年の十一月〜十二月の民恵錢を以って、磯足等にとっての真の目的が達せられたと考えて良いだろう。単なる扶助ではなく、「教訓」を加えるための契機という機能を民恵錢は持っていたのである。

明けて天明二年の一月から十二月にかけて、更に天明三年分を繰り越すとして民恵錢を支給している。だが、一転してそこには、「教訓」という文字はひとつも見つけられず、「困窮難儀」という文字が躍っているだけである。また、受給者も、例えば仙三郎なる人物は正月・七月・十月・十一月と四回に分けて計一貫二〇〇文を受け取っているし、また九右衛門後家の名も見られる。他にも数度に分ける形で民恵錢を受け取る者が出現する。わずか数ヶ月で、月集錢もしくは民恵錢は、再び単なる「生活難澁者への支給」という様相を呈しはじめる。磯足等が目指した「教訓」を加える目的からは離れていった。

実際、尾崎への願書で書かれた月集銭の方策を読む限り、天明四・五年分が存在しなければならぬのだが、これ以後の民恵銭に関する史料は残されていない。それは、「教訓」を加える切欠という機能を、民恵銭が失ってしまったからではないだろうか。単なる生活難没者の救済機能のみになってしまえば、明確な基準を持たないが故に、受給される者とされない者の間で何らかの軋轢が生じる可能性が出来るであろうし、何より出資者側の利益が薄い。そもそも、始めの十月段階では一年で三十八貫あまりの積み立てが出来る試算であったが、民恵銭として支給された額は十一〜十二月の段階で約三十六貫あまり、天明二年は一年で十八貫あまりと僅か一年で激減している。息が続かなくなっているのである。磯足が考えていた以上に、村方の困窮が進んでいたとも捉える事が出来るだろう。

また、民恵銭が単なる窮民救いになってしまったのならば、本来それは尾張藩が行うべき施策である。しかし、当の尾張藩側にその受け皿がなく、また磯足らの行いを喧伝し、推奨したような痕跡も見られない。磯足等の自主的活動をただ誉めるといふ形で後押ししただけであった。『起宿本陣諸事覚書 五』⁽²⁾には、

一前書小前百姓未進金片付方存付之通取斗、難澁之者共相救候為、御称美、天明二寅年二月、御年寄衆様被仰出之旨ニ而、御金五百疋頂戴仕候事。

とある。未進金片付と月集銭開始の願書の中で、磯足と半左衛門は繰り返し「恵」を強調している。恵を先にしなければいけないというのは、諸事儉約だけを押し付けて具体的に動こうとしない尾張藩に向けた、切実なメッセージであったのではないだろうか。しかし、所の代官の尾崎までは巻き込めたものの、磯足等では到底尾張藩を動かすまでの実力も影響力もなかった。そもそも、民恵銭が道德教化の為の行動とは藩が認識していなかったのではないか。

『起宿本陣諸事覚書 五』に記されているように、尾張藩上層部の認識はあくまで「難澁之者共相救候」であった可能性が高い。

しかしそれでも、月集銭Ⅱ民恵銭は単なるお救いではなく、道德教化と表裏一体として考えられたという点は新たな試みとして評価出来る。運用方法や受給に関しては磯足の独断かつ未整備で稚拙ではあるにしろ、たった数ヶ月で

あつても村方が道を誤つた者達の排除でなく更正を目指した意義は大きい。これら起村の動きに刺激されたのか、起宿の加宿である小信中島村で天明元年に未進金片付が行われているし、吉藤村でも天明二年に「村中簡略条目」²³が制定されている。天明元年から尾張藩が所付代官を順次設置していく中で、少なくとも起村付近の村方では順調に、そして尾張藩の思惑通りに、「風儀切替」に向けた空気が生まれていった。藩への期待は、高まっていたのである。

おわりに

天明・寛政が終わり、享和そして文化年間に入ると、加藤家は起村の表舞台から姿を消してしまふ。本陣問屋としては姿を見せるが、村政や村を巻き込んだ騒動に際しても、加藤という名前を史料から見付け出す事は難しくなる。

代わつて台頭してくるのは九八郎、横山家であつた。未進金片付や月集銭の際に、最も大きな経済力を以つて大きな存在感を有していた横山一族の長である九八郎が、村政においても存在感を示すのである。時代が、加藤という連綿と土地と共に続く由緒を誇る家から、横山という由緒と共に経済力を誇る家の隆盛へと舵を切ろうとしていた。

厳しい家経営、宿経営そして村落経営の最中であつて、仁政を敷き民を愛してくれる藩主、「恵」を施してくれるであろう大きな力に報いる事で、磯足は自身の立場の安定化という「恵」を受け取るうとしたのだ。

起村の開発当初から村落上層部として位置してきた加藤家は、村落においては支配者という視点を有している。しかし、磯足の代はそれがこの先も安定的に受け継がれるかという点で、伸るか反るかという状況でもあつた。その危機感が、磯足をしてあらゆる活動の原動力になつたのであり、大きな経済力を持たない「中間層」として不安定な立場が抱え続ける問題を見事に浮き彫りにした。起宿の再生は、すなわち加藤家の再生に繋がっていたのである。

注

- (1) 平川新『紛争と世論―近世民衆の政治参加―』東京大学出版会 (1996)
- (2) 小酒井大悟「所有・経営からみた土豪の存在形態とその変容課程」『近世前期の地域社会における土豪の位置』渡辺尚志編『畿内の村の近世史』清文堂 (2010)
- (3) 渡辺尚志『東西豪農の明治維新―神奈川の左七郎と山口の勇蔵』塙書房 (2009)
同『豪農・村落共同体と地域社会』柏書房 (2007)
- (4) 白井哲哉「十八世紀村役人の行動と「中間」的意識―武蔵国川越藩領の名主奥貫友山を中心に―」平川新・谷山正道編『近世地域史フォーラム3 地域社会とリーダー達』吉川弘文館 (2006)
- (5) 小関悠一郎「地域リーダーと学問・藩政改革―米沢藩領における金子伝五郎の民衆教化活動を中心に―」平川新・谷山正道編『近世地域史フォーラム3 地域社会とリーダー達』吉川弘文館 (2006)
- (6) 林英夫「尾張における農民闘争と国学の基盤―草莽の国学者加藤磯足の村政改革運動を中心として―」『近世農村工業史の基礎過程』青木書店 (1960)
- (7) 『尾西市史 資料 起宿交通編』(1975)「起宿本陣諸事覚書」による。
- (8) 細井平洲は国用人として尾張藩天明・寛政改革の中心的役割を果たし、自らも儒学者である人見磯呂と、本居宣長は尾張藩家臣団で最も在地性の強い「尾張衆」の雄であり、国学者でもある横井千秋とそれぞれ繋がっている。岸野俊彦氏は、「徂徠学と宣長学の政治改革論の歴史的展開―尾張藩天明・寛政改革を中心に―」(『幕藩制社会における国学』校倉書房 (1998))の中で、平洲・磯呂を「江戸型・儒学型・藩アイデンティティ路線」宣長―千秋を「在地型・国学型・国家アイデンティティ路線」と対極に位置づけ、両者間の思想の差を明確にしている。
- (9) 『尾西市史 資料編1』(1984) 一一〇頁 資料番号26
- (10) 脚注(12)に同じ 一一一―一二二頁 資料番号27
- (11) 塚本学「尾張藩の徒党禁令について」『日本歴史』二六一号 (1970)
- (12) 林英夫前掲論文
- (13) 以下一章三節における引用史料は特に記載が無い限り、一宮市尾西歴史民俗資料館蔵『天明元年 村方取寄り一件 丑十一

月』(Bチ309)によら。

(14) 一宮市尾西歴史民俗資料館蔵『加藤扣 安永九年 村法申渡連判帳』(Bチ310)

一、博奕・三句附等御法度之事ニ候処、其村辺令流行候旨、粗相聞不埒之至候。右悪業ニ相馴候而ハ自然与百姓共農業ヲ打捨、其外逆も職分を忘れ、且一統氣質も悪敷相成候間、厳敷遂吟味制止可申事。

一、旅人躰ニ申偽り、摺・万買・盜賊等も是迄追々入込、永々滞留為致候様子甚不吟味之至候。旅人等令宿候者名前を相糺、致逗留候者宿役人共へ相届候様夫々申渡、胡乱成者一切指置申間敷事。

一、火之元之儀、追々相触置候通油断有之間敷候得共、猶又相互ニ申合家主へ江折々申渡、廻り番等怠慢有間敷事。

一、御年貢諸上納物取立方、追々令遅々不埒之者も有之様相聞、甚以不可然候。諸勘定等廉直ニ立合可致早行事。

(15) 本文は以下の通りである。

一、常々者不及申、七月十五日之夜ニ而も致悪業候義、当人相知候得者無手置御役所江申達候間、兼而其旨を存相嗜候様、若者へ親々可被申間置事。

一、御泊之節、是迄度々御宿札破捨候儀相聞候得共、御泊衆江不相知候ニ付、其分ニ相納候処、右者至而太切成義ニ而格別 御上江御苦勞相懸リ候儀、勿論其身も及破威候事ニ候間、向後右躰之義急度相慎可被申事。

一、御泊之節町中温和ニいたし、勿論御泊衆へ対し強気を申候義、或ハ御泊有之家江入込口論等いたし候義堅相慎可被申事。

(16) 以下二章一節における引用史料は特に記載が無い限り、一宮市尾西歴史民俗資料館蔵『天明元年 古未進金片付孤独之貧者救方村方メリ一件 丑十月 一』(Bチ312)によら。

(17) 『尾西市史 通史 本文編上巻』(1998)ならびに『尾西市史 資料 起宿 交通編』

(18) 『尾西市史 資料 起宿 交通編』三一八〜三二七頁「起川船庄屋書上」

(19) 『尾西市史 資料編三』七、村方願達留

(20) 二章二節の参考・引用史料は特に記載がない限り、一宮市尾西歴史民俗資料館蔵『天明元年 月集錢を以貧家救方其外取斗方一件 丑十二月』(Bチ313)によら。

(21)

人名	理由
仙助後家	後家病身の上、乳呑児二名。未所持の夜具買求め入用として。
九右衛門後家	一人住。大破している屋根の葺替入用として。
後家つた	姪の後家たつと暮らす。未所持の綿入れ買求め入用として。
後家みつ	子供二名。大破している屋根の葺替入用として。
藤吉妹よし	笹葉などで指掛け同前の繕いの家に住む。新規家居取建入用。
後家つや	病身、一人住。大破している屋根の葺替入用として。
弥三治坊	病身。難渋の者。
彦三後家	一人住。屋根大破、壁落ちの取繕入用として。
伝八	智夫婦が果て、孫三人の養育入用として。
後家つち	大破した屋根の葺替入用として。
長治	一人住。未所持の綿入れの買求め入用として。
六三郎	困窮ながら、志がよろしいため。

(22)

『尾西市史 資料 起宿 交通編』(1975)

(23)

『尾西市史 資料編五』野村家文書二三